

件名	愛媛県森林そ生緊急対策基金条例の一部を改正する条例
主管課	森林整備課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>平成26年度事業で実施している木質バイオマス発電施設整備に対する資金融通について、事業主体から後年度に納付される資金は基金に繰り入れるものと国の要領に規定されていることに伴い、本県の事業実施状況や他県の基金条例等を踏まえ、基金の設置期限を廃止するための改正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 木質バイオマス発電施設整備に対する資金融通の事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 事業主体 : 松山市 事業実施主体: 株式会社エネ・ビジョン 代表取締役 森田 孝 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目9-8 事業実施箇所: 松山市大可賀三丁目10-2 事業内容 : 木質バイオマス発電施設整備（ボイラ施設 外） 総事業費 : 5,279,891,420円 補助金 : 1,400,000,000円（交付決定日 平成26年9月26日） 納付計画 : 別紙のとおり（納付期間は、ボイラの耐用年数15年間が上限） ● 森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> 第10-4 基金の運用等 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、基金の運用によって生じた運用益及び要綱別表の2の6（1）に掲げる施設整備に対する 資金融通の補助要件として納付された資金は、基金に繰り入れるものとする。 ● 中四国の基金条例設置期限の状況 <ul style="list-style-type: none"> 8県中6県（改正手続き中含む）が設置期限なし。 <p>附則の改正</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> この条例は、公布の日から施行する。 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> この条例は、公布の日から施行する。 </div>	
施行日	公布の日